

# 介護保険



柴田町

# 老後の安心を地域で支えます

介護保険は、柴田町が運営しています。40歳以上の方が加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみとなっています。

## 柴田町

介護保険の運営は、柴田町が保険者として行います。

- 介護保険料の算定、徴収
- 保険証の交付
- 要介護認定
- 保険給付
- 介護サービスの確保・整備
- 介護保険事業計画の策定



要介護認定の申請

## サービス事業者

(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織など)

介護報酬(9割、8割または7割)の支払い



連携

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関です。

柴田地域包括支援センター  
0224-86-3340  
槻木地域包括支援センター  
0224-56-5764

相談・支援

### 介護や健康のこと

介護予防ケアプランの作成、効果評価など介護予防事業を行うほか、高齢者の健康維持のための事業に取り組みます。

### 権利を守ること

虐待防止や虐待の早期発見などで高齢者の権利擁護に必要な援助を行います。

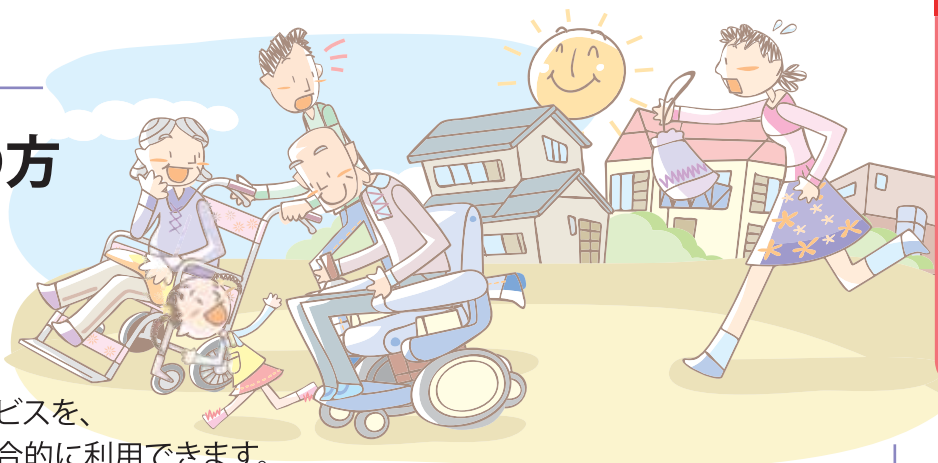
### さまざまな相談ごと

介護に関する相談、認知症の不安、また、介護以外にも高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。

### 質の高いサービスの提供

ケアマネジャーの指導など、介護に係わる後方支援を行います。

## 40歳以上の方 (被保険者)



介護に関するサービスを、  
利用者が選択し総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- 要介護認定を受けて、サービスを利用します。
- 利用者負担を支払います。

要介護認定、  
保険証の交付

サービスの  
提供

利用者負担  
(1割、2割  
または3割)  
の支払い

相談・支援

## 65歳以上の方(第1号被保険者)



65歳に到達する月に、保険証が交付  
されます。

保険証はこんなときに必要です。

- ・要介護認定の申請(更新)
- ・ケアプランの作成
- ・サービスの利用

保険証には有効期限がなく、生涯利用できます。  
大切に保管しましょう。

介護保険の  
サービス  
利用できる  
のは

申請し、要介護(支援)認定を受けた方  
(どんな病気やけがが原因で介護が必要  
になったかは問われません)

## 40歳～64歳の方(第2号被保険者)

介護保険の  
サービス  
利用できる  
のは

医療保険加入者で、申請し、老化が原因  
とされる病気(特定疾病)により要  
介護(支援)認定を受けた方

40歳～64歳の方は、要介護認定の申請をして、認定  
結果が出た場合に保険証が交付されます。

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、  
次の16種類が指定されています。

- がん(末期)
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症  
及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底  
核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい  
変形を伴う変形性関節症

## 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

### 決め方

65歳以上の人々の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

**柴田町の基準額** **67,200円** (年額)  
(令和3年度～令和5年度の基準額) 月に換算すると 5,600円/月 になります

この基準額をもとに、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別の保険料が決めます。

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方または本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	20,160円 (基準額×0.3)
第2段階	本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	33,600円 (基準額×0.5)
第3段階	本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	47,040円 (基準額×0.7)
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	60,480円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	67,200円 (基準額)
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	80,640円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	87,360円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	100,800円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	114,240円 (基準額×1.7)

※法令等の改正により保険料が変更になる場合があります。

## 40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

40歳から64歳の人々の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決められます。

### 国民健康保険に加入している人

国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。  
 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

$$\text{介護保険料} = \begin{matrix} \text{【所得割】} \\ \text{第2号被保険者の} \\ \text{所得に応じて計算} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{【均等割】} \\ \text{世帯の第2号} \\ \text{被保険者の数} \\ \text{に応じて計算} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{【平等割】} \\ \text{1世帯につき} \\ \text{いくらかと計算} \end{matrix}$$

※介護保険料と国民健康保険税の賦課限度額は別々に決められます。  
 ※保険料と同額の国庫からの負担があります。

### 職場の医療保険に加入している人

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給料及び賞与に応じて決められます。  
 医療保険分と介護保険分を合わせて、給料及び賞与から差し引かれます。

$$\text{介護保険料} = \text{給料及び賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。  
 ※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。



# 納め方

年金額によって納め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分からです。

## 受給している年金が 年額18万円未満の人は

**普通徴収** で納めます。

送付される納付書により、介護保険料を取り扱い金融機関またはコンビニエンスストアで個別に納めます。

## 口座振替が便利です

普通徴収の人には、手間がかからず便利で安心な口座振替がおすすめです。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳の届出印

これらを持って  
町指定の金融機関へ

口座振替の開始は、通常、申込日の翌月からになります。口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

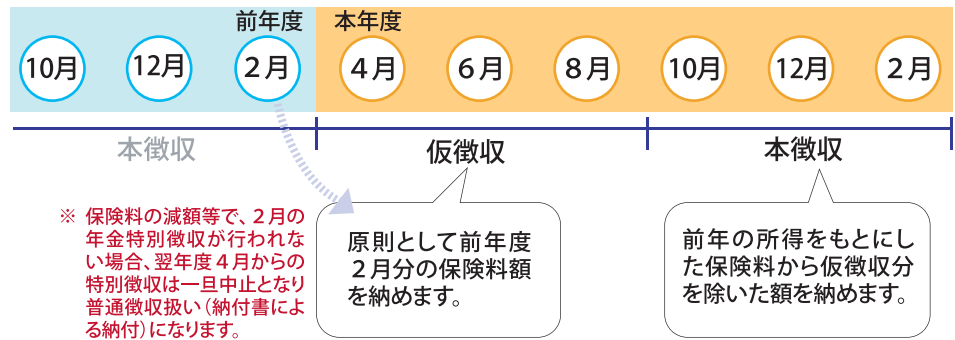
保険料の決め方・納め方

## 受給している年金が 年額18万円以上の人は

**特別徴収** で納めます。

年金の定期払い(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

- 前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。
- 4・6・8月は、前年度2月分の保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は、前年の所得をもとに年間の保険料を計算し、そこから仮徴収分を除いて調整された金額を納付します(本徴収)。



本来、年金からの天引きになる「特別徴収」の人でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 65歳になった当初
- 年度途中で保険料の増減があった
- 年度途中で年金の受給がはじまった
- 年度途中で他の市町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった

社会保険庁から特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。それまでは、納付書で納めます。

## ■ 保険料を納めないでいると

第1号、第2号被保険者ともに、保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

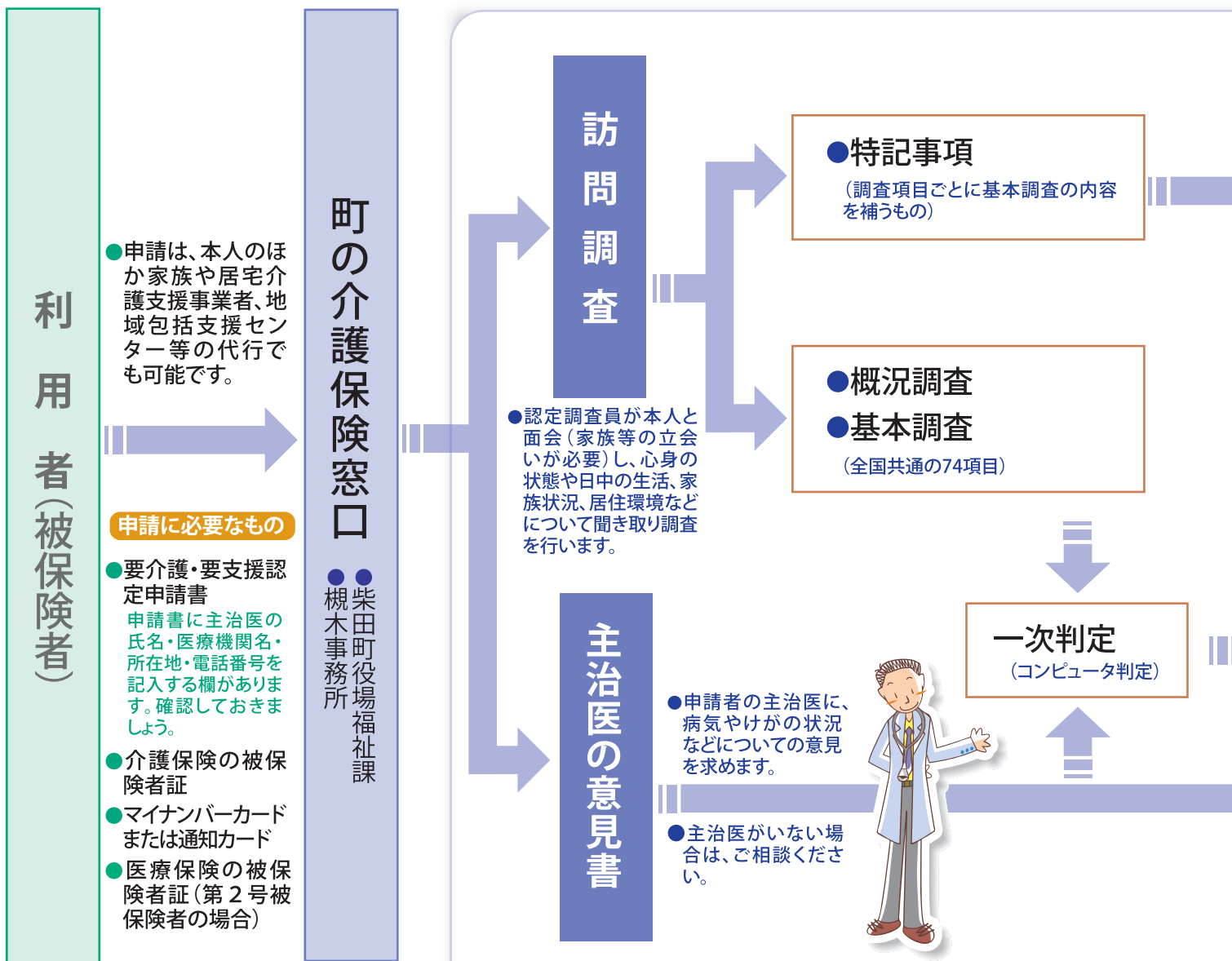
- 1年以上…サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(7割~9割)が支払われます。
- 1年6カ月以上…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。
- 2年以上…利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

# サービスの利用は 要介護認定の申請から

介護保険を利用するためには、まず、介護が必要な状態かどうか町の認定を受ける必要があります。申請すると、訪問調査や主治医意見書の作成依頼が行われ、介護認定審査会で審査判定が行われます。「要介護」「要支援」の認定を受ければサービスが利用できます。要介護度により、利用できるサービス総額やサービスの種類が異なります。

## ●介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス（介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス）の利用を希望した場合、要介護認定を受けなくても『事業対象者』として「要支援1」と同じ介護予防サービスが提供されます。（「総合事業」や「事業対象者」についてはP16を参考にしてください）



## ■ 更新

認定の有効期間は、原則6カ月（更新の場合12～48カ月）です。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了前に更新または変更の申請をしてください。

- 介護の必要の程度に変化がない場合は、更新の申請
- 介護の必要の程度に変化がある場合は、認定の変更を申請

訪問調査を受けるときのポイントとは？

- 体調のよいとき(通常時)に調査を  
いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。
- 困っていることはメモしておく  
緊張などから状況が伝えきれないことも。困りごとはメモしておくで安心です。
- 家族などが立ち会う  
本人の日頃の状況等をよく把握している方が立ち会いましょう。
- 日常の補装具があれば伝える  
つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。



介護認定審査会による審査判定

非該当

認定

認定

通知

通知は、申請から原則 30日以内としています。訪問調査の日程調整や、主治医受診の状況によって、30日以内の結果通知が難しい場合があります。そのような場合、遅延の通知が行われます。

自立

- 介護が必要な状態とならないため、また生活機能を低下させないための予防的サービスが必要

要支援 1

要支援 2

- 要介護状態が重くならないように、生活機能を改善することを目的とした支援が必要

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

- 自立した生活が送れるように、日常生活においてさまざまな介助が必要

- 保健・医療・福祉の学識経験者から構成され、訪問調査と主治医意見書の結果に基づき総合的に要介護度を判定  
軽度の介護が必要な人は、状態の維持または改善がどのくらい可能かを重点的に審査されます。

介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業  
P16をご覧ください

介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防訪問介護相当サービス
- 介護予防通所介護相当サービス

一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業

予防給付  
総合事業  
P7、P16をご覧ください

介護予防サービス

地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム) など
- ※要支援2の人が対象

在宅サービス

- 訪問介護
- 通所介護 など

介護給付  
P8をご覧ください

施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設 など

地域密着型サービス

- 認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム) など

介護サービスの利用

## ■ 要支援 1・2 と認定された人

### ■ 地域包括支援センターに連絡します

- 要支援 1・要支援 2 と認定された結果通知が届いたら、地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 地域包括支援センターでは、職員が重要事項について説明します。同意したら契約を結びます。

### ■ 希望を伝え介護予防ケアマネジメントを作ります

- 今、どのようなことで困っているのか、これからどのような生活を希望するかなどを、地域包括支援センターの職員と話し合います。
- 介護予防ケアマネジメントとは、どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書で、地域包括支援センターの職員と相談しながら作成します。

### ■ サービス利用が始まります

- 介護予防ケアマネジメントにもとづいてサービスを利用します。
- 利用したサービス費用の 1 割、2 割または 3 割を支払います。

### ■ 目標の達成度を評価します

- 地域包括支援センターは、一定期間後に介護予防ケアマネジメントで設定された目標が達成されたかどうかを評価します。
- 評価の結果、見直しが必要とされた場合は、より利用者にあった介護予防ケアマネジメントに作り直します。

## 居宅介護支援事業者とは？

「居宅介護支援事業者」とは、市町村の指定を受けて、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置しているサービス事業者のことです。利用者が最適なサービスを受けられるよう、相談を受けたり、介護サービス事業者と調整を図ったりする、在宅介護の拠点となる事業者です。

## ケアマネジャーとはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護の専門家です。利用者が、ケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は、町の福祉課長寿介護班や地域包括支援センターに相談しましょう。





要支援1・2と認定された人と要介護1〜5と認定された人では、ケアプランの作成と利用できるサービスが異なります。

## ■ 要介護1～5と認定された人

ケアプランの作成料は、要支援・要介護とも、全額、介護保険から支払われます。自己負担はありません。

### ■ サービスを選びます

在宅でのサービスを中心に利用したい人

施設に入所したい人

#### ■ 居宅介護支援事業者に連絡します

- 指定事業者のなかから居宅介護支援事業者を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーを選びます。

#### ■ 介護保険施設に連絡します

- 施設サービスを利用する人のケアプランは、その施設が作成します。

### ■ ケアプランを作ります

- ケアプランとは、どのような介護サービスをどのくらい利用するかを決めた計画書で、ケアマネジャーに依頼して作成してもらいます。
- ケアマネジャーは、本人や家族の要望を聞き、サービスの内容、費用などについてアドバイスをします。
- ケアマネジャーは、サービス事業者と連絡・調整し、ケアプランの原案を作ります。
- 利用者が同意しケアプランができあがります。

### ■ サービスの利用が始まります

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたっては、サービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって介護サービスを利用します。
- 原則として利用したサービス費用の1割、2割または3割が自己負担です。

# 介護サービスの利用したときには費用の1割・2割または3割を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者を支払うのは、原則としてかかった費用の1割※です。

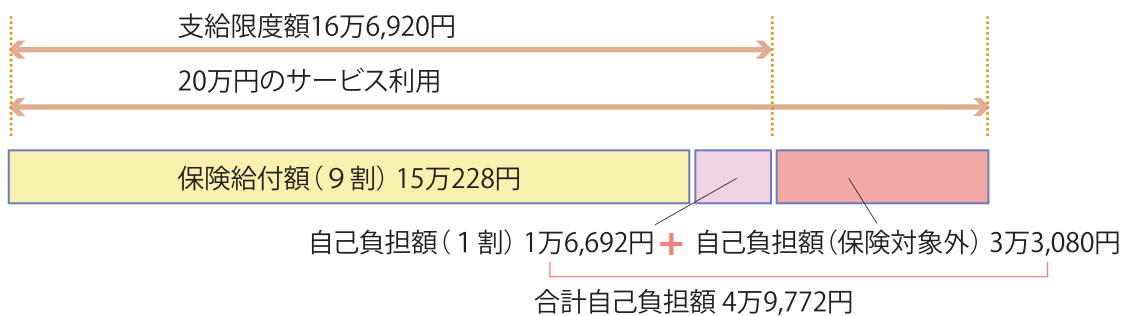
※所得が一定以上ある65歳以上の方は、負担割合が2割または3割となります。

## 介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分(要支援1・2、要介護1～5)に応じて上限(支給限度額)が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。また、在宅サービスと施設サービスでは、利用者の負担は異なります。

▶ 支給限度額 くわしい説明は右記(P10)をご覧ください。

**例** 要介護1(支給限度額16万6,920円)の人が、20万円のサービスを利用した場合(1割負担の例)



## 利用者負担額が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同一世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が負担の上限を超えたときは、申請により超えた分を支給します。

※法令等の改正により変更となる場合があります。

対象区分	上限額
課税所得690万円以上	(世帯) 140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	(世帯) 93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	(世帯) 44,400円
本人及び世帯全員が市町村民税非課税	(世帯) 24,600円
本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人	(個人) 15,000円
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円とすることで、生活保護の受給者とならない人	(個人) 15,000円

## 介護保険と医療保険※の自己負担が高くなったら?

介護保険と医療保険の上限額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担合計額が一定の負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分が支給されます(高額医療合算介護サービス費)。

※医療保険とは国保、職場の健康保険、後期高齢者医療制度などのことです。

## 在宅サービスの費用のめやす

介護保険の主な在宅サービスを利用する際には、要介護状態区別に介護保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。利用者は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割または3割を自己負担します。

● **主な在宅サービスの支給限度額** ※法令等の改正により変更となる場合があります。

要介護状態区分	1カ月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



## 施設サービスの費用のめやす

介護保険施設に入所した場合には、①サービス費用の1割、2割または3割、②食費、③居住費、④日常生活費が利用者の負担となります。

※短期入所サービスと通所サービスの食費と日常生活費、滞在費も全額利用者の負担となります。

● **低所得の人には負担限度額が設けられます。**

低所得の人は、申請により施設サービス費用の一部（一定額以上）が保険給付されます。所得に応じ負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額が給付対象額になります。〔特定入所者介護サービス費〕

※施設の定める居住費・食費が基準額を下回る場合は、その額との差額が給付されます。

■ **基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を定めた額（1日当たり）**

施設を利用する場合の利用者負担は、施設との契約で決められますが水準となる額が定められています。

- 居住費：ユニット型個室2,006円、ユニット型個室の多床室1,668円、従来型個室1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）、多床室377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）
- 食費：1,445円

■ **負担限度額（1日あたり）**

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費 (施設サービス)	食費 (短期入所サービス)
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室 (相部屋)		
第1段階 本人、配偶者、及び世帯全員が市町村民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者 預貯金が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人、配偶者、及び世帯全員が市町村民税非課税であり、合計所得金額 + 非課税年金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人 預貯金が単身650万円、夫婦1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 ① 本人、配偶者、及び世帯全員が市町村民税非課税であり、合計所得金額 + 非課税年金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 預貯金が単身550万円、夫婦1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 ② 本人、配偶者、及び世帯全員が市町村民税非課税であり、合計所得金額 + 非課税年金額 + 課税年金収入額が120万円超の人 預貯金が単身500万円、夫婦1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円


※（ ）内の金額：介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額

※法令等の改正により変更となる場合があります。

# 必要なサービスを組み合わせることができます

■ 在宅サービス ※サービス費用については令和3年4月現在のものです。

サービス費用の1割(一定所得の方は2割または3割)が利用者負担額です。

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p><b>通所介護</b> (デイサービス)</p> <p>介護予防通所介護相当サービス</p> <p>〔要支援1・2の人が利用できるサービスの名称〕</p> 	<p>日帰りで、デイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>通常規模の事業所の場合 (8時間以上9時間未満/送迎を含む)</p> <p>要介護1～5 <small>介護度で費用金額が異なります</small></p> <p>6,660円～11,620円</p> <p>療養通所介護 (難病やがん末期の要介護者が対象) (6時間以上8時間未満/送迎を含む)</p> <p>▶ 15,110円</p>	<p>介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。また、選択的なサービスとして「筋力向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等を組み合わせ利用することもできます。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額)</p> <p>◇共通的服务(送迎、入浴を含む)</p> <p>要支援1 ▶ 1カ月 16,720円 要支援2 ▶ 1カ月 34,280円</p> <p>◇選択的服务</p> <p>運動器機能向上 ▶ 1カ月 2,250円 栄養改善 ▶ 1カ月 2,000円 口腔機能向上 ▶ 1カ月 1,500円～1,600円 生活機能向上グループ活動 ▶ 1カ月 1,000円</p>
<p><b>通所リハビリテーション</b> (デイケア)</p> <p>介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>日帰りで、老人保健施設や医療機関などに通い、生活行為向上のためのリハビリテーションを受けます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満/送迎を含む)</p> <p>要介護1～5 <small>介護度で費用金額が異なります</small></p> <p>7,570円～13,690円</p>	<p>日帰りで、老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防を目的としたリハビリテーションなどを受けます。また、選択的なサービスとして「筋力向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等を組み合わせ利用することもできます。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額)</p> <p>◇共通的服务(送迎、入浴を含む)</p> <p>要支援1 ▶ 1カ月 20,530円 要支援2 ▶ 1カ月 39,990円</p> <p>◇選択的服务(送迎、入浴を含む)</p> <p>運動器機能向上 ▶ 1カ月 2,250円 栄養改善 ▶ 1カ月 2,000円 口腔機能向上 ▶ 1カ月 1,500円～1,600円</p>

施設に通所して利用する

## 選択的サービスを利用します (通所系サービス)

介護予防通所介護などの中で、要支援1・2の人に提供される選択的サービスとして、以下のようなプログラムがあります。利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用します。

### 【運動器の機能向上】

理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

### 【栄養改善】

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や食事づくり、食材購入方法の指導などを行います。


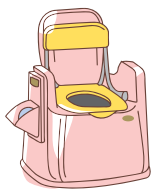

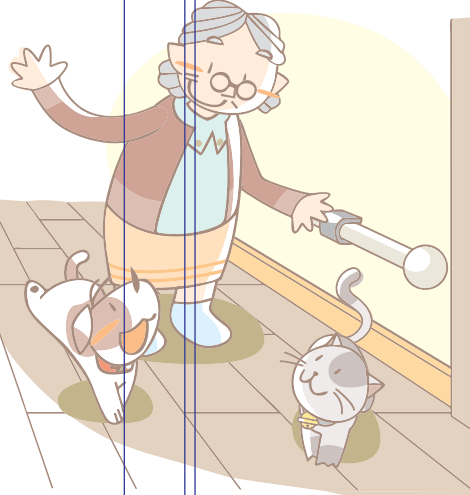
### 【口腔機能の向上】

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。



サービスの種類	要介護 1～5 の人	要支援 1・2 の人
<p><b>訪問介護</b> (ホームヘルプ)</p> <p>介護予防訪問介護 相当サービス</p> <p>要支援 1・2 の人が利用 できるサービスの名称</p> 	<p>ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>身体介護(30分以上1時間未満) ▼ 3,960円</p> <p>生活援助(20分以上45分未満) ▼ 1,830円</p> <p>※早朝、夜間、深夜などは加算あり</p> <p>通院のための乗車または降車の介助 ▼ 990円</p> <p>※移送にかかる費用は別途自己負担</p>	<p>利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額)</p> <p>週1回程度の利用 要支援 1・2 ▼ 1 カ月 11,760円</p> <p>週2回程度の利用 要支援 1・2 ▼ 1 カ月 23,490円</p> <p>週2回程度を超える利用 要支援 2のみ ▼ 1 カ月 37,270円</p> <p>※身体介護、生活援助の区分はありません。 ※乗車・降車等介助は利用できません。</p>
<p><b>訪問入浴介護</b></p> <p>介護予防訪問入浴介護</p>	<p>介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>▶ 12,600円</p>	<p>居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>▶ 8,520円</p>
<p><b>訪問リハビリテーション</b></p> <p>介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が、訪問によるリハビリテーションを行います。</p> <p>■サービス費用のめやす (1回 20分のリハビリテーション)</p> <p>▶ 3,070円</p>	<p>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が、訪問により、短期集中的なりハビリテーションを行います。</p> <p>■サービス費用のめやす (1回 20分のリハビリテーション)</p> <p>▶ 3,070円</p>
<p><b>訪問看護</b></p> <p>介護予防訪問看護</p> 	<p>看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話(床ずれの手当等)または必要な診療の補助を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>訪問看護ステーションから(30分未満) ▼ 4,700円</p> <p>病院または診療所から(30分未満) ▼ 3,980円</p>	<p>看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話または必要な診療の補助を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>訪問看護ステーションから(30分未満) ▼ 4,500円</p> <p>病院または診療所から(30分未満) ▼ 3,810円</p>
<p><b>居宅療養管理指導</b></p> <p>介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>医師または歯科医師による指導 ▼ 5,140円 1 月に 2 回まで</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>医師または歯科医師による指導 ▼ 5,140円 1 月に 2 回まで</p>


居宅での暮らしを支える

サービスの種類	要介護2～5の人	要介護1、要支援1・2の人
<p><b>福祉用具貸与</b></p> <p>介護予防福祉用具貸与</p> 	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす ● 車いす付属品 ● 特殊寝台</li> <li>● 特殊寝台付属品 ● 介助用ベルト(入浴用除く)</li> <li>● 床ずれ防止用具 ● 体位変換器</li> <li>● 歩行器 ● 歩行補助つえ</li> <li>● 手すり(工事をともなわないもの)</li> <li>● スロープ(工事をともなわないもの)</li> <li>● 認知症老人徘徊感知機器 ● は、H24年改訂で追加されたもの</li> <li>● 移動用リフト(つり具を除く)</li> <li>● 自動排泄処理装置(要介護4・5の方)</li> </ul> <p>■サービス費用のめやす 対象品目により異なります。</p>	<p>福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手すり(工事をともなわないもの)</li> <li>● スロープ(工事をともなわないもの)</li> <li>● 歩行器 ● 歩行補助つえ</li> </ul> <p>■サービス費用のめやす 対象品目により異なります。</p>
<p>要介護1～5の人、要支援1・2の人</p>		
<p><b>特定福祉用具販売</b></p> <p>特定介護予防福祉用具販売</p> 	<p>介護や介護予防に役立つ入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。</p> <p>※ 対象用具やサービス費用は、要支援の人、要介護の人いずれの場合も同じです。</p> <p>※ 利用者の状態に応じて要介護状態を悪化させるおそれがある用品については対象とならない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 腰掛け便座 ● 入浴補助用具</li> <li>● 便座の底上げ部付 ● 特殊尿器</li> <li>● 自動排泄処理装置の交換可能部品</li> <li>● 簡易浴槽 ● は、H24年改訂で追加されたもの</li> <li>● 移動用リフトのつり具</li> </ul> <p>■サービス費用のめやす 1年につき購入費の1割、2割または3割が本人負担 (ただし、購入費が10万円を超える部分については、全額本人負担)</p>	 <p>県が指定している「特定福祉用具販売事業所」で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。また、福祉用具購入においては、購入の必要性やモニタリングなどについて、福祉用具専門相談員がアドバイスをを行います。</p>
<p><b>住宅改修費支給</b></p> <p>介護予防住宅改修費支給</p> 	<p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、改修に要した費用の一部を支給します。</p> <p>※ 対象となる改修工事やサービス費用は、要支援の人、要介護の人いずれの場合も同じです。</p> <p>※ 玄関から道路までの通路部分についても住宅改修費の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの取り付け</li> <li>● 段差解消のためのスロープ設置</li> <li>● 段差解消のための通路等の傾斜の解消</li> <li>● 滑り防止などのための床または通路面の材料の変更</li> <li>● 引き戸などの扉の取り替え、新設</li> <li>● 扉の撤去</li> <li>● 洋式便所などへの便器の取り替え</li> <li>● 上記の改修にともなって必要となる工事(● 転落防止柵の設置を含む) ● は、H24年改訂で追加されたもの</li> </ul> <p>■サービス費用のめやす 改修費の1割、2割または3割が本人負担 (ただし、改修費が20万円を超える部分については、全額本人負担)</p>	<p style="text-align: center;"><b>事前に提出書類があります!</b></p> <p>■住宅改修費利用の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談</li> <li>2 事前審査 町に以下の書類を提出し、着工の許可を得ます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前確認申請書</li> <li>● 住宅改修が必要な理由書</li> <li>● 工事見積書</li> <li>● 工事箇所のわかる簡単な図面</li> <li>● 着工前の状態がわかる箇所写真(撮影日入りのもの)</li> <li>● 住宅の所有者の承諾書(他の家族名義や借家等の場合)</li> </ul> </li> <li>3 施工・完成</li> <li>4 住宅改修費支給の申請 工事終了後、以下の書類を町に提出します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅改修費支給申請書</li> <li>● 住宅改修に要した費用の領収書</li> <li>● 工事費内訳書(事前に提出した見積書の内容に変更があった場合)</li> <li>● 完成後の状態がわかる箇所写真(撮影日入りのもの)</li> </ul> </li> </ol>

	サービスの種類	要介護 1～5 の人	要支援 1・2 の人
短期間入所する	<b>短期入所生活介護</b> <b>短期入所療養介護</b> (ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護  ※入所した場合には、右記サービス費用のほかに、食費、滞在費、日常生活費が利用者の負担となります。また、施設の種類によって費用は異なります。	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 <b>■サービス費用のめやす</b> ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型(1))の利用 要介護 1～5 1日につき ▼ 5,960円～8,740円  ●短期入所療養介護 介護老人保健施設(1)の利用 要介護 1～5 1日につき ▼ 7,520円～9,660円  ●特定短期入所療養介護(日帰り) 介護老人保健施設の利用(難病やがん末期の要介護者が利用) ▶ 6時間以上8時間未満の場合 12,690円	福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 <b>■サービス費用のめやす</b> ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設ユニット型(1))の利用 要支援 1 ▶ 1日につき 5,230円 要支援 2 ▶ 1日につき 6,490円  ●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(ユニット型(1))の利用 要支援 1 ▶ 1日につき 6,210円 要支援 2 ▶ 1日につき 7,820円
在宅に近い暮らしをする	<b>特定施設入居者生活介護</b> 介護予防特定施設入居者生活介護  ※入所した場合には、右記サービス費用のほかに、食費、居住費、日常生活費が利用者の負担となります。	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 <b>■サービス費用のめやす</b> 要介護 1～5 1日につき ▼ 5,380円～8,070円  <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <b>定員30人以上の特定施設に入居した場合</b>            入居する介護専用型特定施設(有料老人ホーム)が定員30人以上の場合、住所地特例が適用されます。これにより、他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けることになります。         </div>	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 <b>■サービス費用のめやす</b> 要支援 1 ▶ 1日につき 1,820円 要支援 2 ▶ 1日につき 3,110円

## ■ 施設サービス

以下の施設サービスについては、要介護 1～5 の人が利用できます。(要支援 1・2 の人は利用できません)

施設に入所する		
<b>介護老人福祉施設</b> (特別養護老人ホーム)  常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。  ※平成27年4月から、新たに入所できるのは、要介護 3 以上の方となります。	<b>介護老人保健施設</b> (老人保健施設)  状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。	<b>介護医療院</b>  長期の療養を必要とする人のための医療的ケアが行える施設です。
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の 1 割※、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。         </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>		
※ 2 割または 3 割の場合あり、9 ページを参照下さい。		

# ■ 地域密着型サービス

住みなれたまちで暮らしつづける

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり支援する仕組み「地域密着型サービス」が始まっています。要介護・要支援の認定を受けた人が利用できますが、原則として、他の市町村のサービスは利用できません。

サービスの種類	サービスの内容																																							
<p>要介護1～5の人が利用できるサービス</p> <p><b>認知症対応型 共同生活介護</b> (認知症グループホーム)</p> <p>要支援2の人が利用できるサービス</p> <p>介護予防認知症対応型 共同生活介護</p> <p>※要支援1の人は利用できません</p> <p><b>小規模多機能型 居宅介護</b></p> <p>要支援1・2の人が利用できるサービス</p> <p>介護予防小規模多機能型 居宅介護</p> <p><b>地域密着型 通所介護</b></p>	<p>認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症対応型共同生活介護</li> <li>●介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>要支援 2</td><td>▶ 1日につき</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>要介護 1</td><td>▶ 1日につき</td><td>7,640円</td></tr> <tr><td>要介護 2</td><td>▶ 1日につき</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>要介護 3</td><td>▶ 1日につき</td><td>8,230円</td></tr> <tr><td>要介護 4</td><td>▶ 1日につき</td><td>8,400円</td></tr> <tr><td>要介護 5</td><td>▶ 1日につき</td><td>8,580円</td></tr> </table> <p>通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模多機能型居宅介護</li> <li>●介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>要支援 1</td><td>▶ 1月につき</td><td>34,380円</td></tr> <tr><td>要支援 2</td><td>▶ 1月につき</td><td>69,480円</td></tr> <tr><td>要介護 1</td><td>▶ 1月につき</td><td>104,230円</td></tr> <tr><td>要介護 2</td><td>▶ 1月につき</td><td>153,180円</td></tr> <tr><td>要介護 3</td><td>▶ 1月につき</td><td>222,830円</td></tr> <tr><td>要介護 4</td><td>▶ 1月につき</td><td>245,930円</td></tr> <tr><td>要介護 5</td><td>▶ 1月につき</td><td>271,170円</td></tr> </table> <p>※入所した場合には、上記サービス費用のほかに、食費、居住費、日常生活費が利用者の負担となります。</p> <p>小規模な通所介護施設で、食事や入浴などの世話や機能訓練などを受けられます。要支援1・2の人は利用できません。</p>	要支援 2	▶ 1日につき	7,600円	要介護 1	▶ 1日につき	7,640円	要介護 2	▶ 1日につき	8,000円	要介護 3	▶ 1日につき	8,230円	要介護 4	▶ 1日につき	8,400円	要介護 5	▶ 1日につき	8,580円	要支援 1	▶ 1月につき	34,380円	要支援 2	▶ 1月につき	69,480円	要介護 1	▶ 1月につき	104,230円	要介護 2	▶ 1月につき	153,180円	要介護 3	▶ 1月につき	222,830円	要介護 4	▶ 1月につき	245,930円	要介護 5	▶ 1月につき	271,170円
要支援 2	▶ 1日につき	7,600円																																						
要介護 1	▶ 1日につき	7,640円																																						
要介護 2	▶ 1日につき	8,000円																																						
要介護 3	▶ 1日につき	8,230円																																						
要介護 4	▶ 1日につき	8,400円																																						
要介護 5	▶ 1日につき	8,580円																																						
要支援 1	▶ 1月につき	34,380円																																						
要支援 2	▶ 1月につき	69,480円																																						
要介護 1	▶ 1月につき	104,230円																																						
要介護 2	▶ 1月につき	153,180円																																						
要介護 3	▶ 1月につき	222,830円																																						
要介護 4	▶ 1月につき	245,930円																																						
要介護 5	▶ 1月につき	271,170円																																						
<p>■ 現在、柴田町でのサービスは行われていませんが、その他の地域密着型サービスとして次のようなものがあります。</p> <p><b>夜間対応型 訪問介護</b></p> <p><b>認知症対応型 通所介護</b></p> <p><b>地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護</b></p> <p><b>地域密着型特定施設 入居者生活介護</b></p> <p><b>看護小規模多機能型 居宅介護</b></p> <p><b>定期巡回・随時対応型 訪問介護看護</b></p>	<p>24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。要支援1・2の人は利用できません。</p> <p>認知症の人を対象に、専門的なケアを提供する通所介護(デイサービス)です。</p> <p>入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。原則要介護3以上の人が対象です。</p> <p>入所定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設(有料老人ホーム)に入所する人のための介護サービスです。要支援1・2の人は利用できません。</p> <p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護・医療・看護のケアが受けられます。要支援1・2の人は利用できません。</p> <p>定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間いつでも受けられます。要支援1・2の人は利用できません。</p>																																							

住みなれた地域での生活を支援



## ■ 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上のすべての方を対象に、介護予防と自立した日常生活の支援を目的に、柴田町が実施する事業です。要支援1・2の方、65歳以上で生活機能基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上すべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されています。

### 介護予防・生活支援サービス事業

#### ● 介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプサービス）

自分で行うことが難しい掃除・洗濯・調理などの支援を、町の指定を受けた訪問介護事業所の資格を持ったホームヘルパーにより受けるものです。

#### ● 介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）

食事や入浴等の生活上の介護やレクリエーションなど、町の指定を受けた通所介護事業所が行うデイサービスに通いサービスの提供を受けるものです。

- ※1 サービスの内容や利用料はこれまで要支援1・2の方が利用していた介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）・介護予防通所介護（デイサービス）と同じ基準でサービスが提供されます。
- ※2 事業対象者とは、65歳以上の方で「生活機能基本チェックリスト」により判定された方で、上記のサービスを希望する届出を柴田町に提出した方です。（地域包括支援センターへご相談ください。）

### 一般介護予防事業（全ての65歳以上の方が利用できます）

#### ● 介護予防等の出前講座

包括支援センターの職員が、介護予防や健康維持の講座を行います。

#### ● 元気はつらつお達者day

仙台大学の協力で健康に関する講座を行います。

#### ● 玄米ダンベル体操

玄米を詰めた袋をダンベル代わりにして、高齢者でも安全に筋力アップができる運動です。

#### ● ノルディックウォーキング

2本のポールを使って歩行し全身運動を行います。普通のウォーキングよりエネルギー消費量がアップし、体づくり、スタミナアップに効果的です。

#### ● 高齢者のランチを楽しむ会

月1回、お店で食事をとって交流を図ります。



## ■ 主な介護保険利用サービスと 町内のサービス事業者

### ■ 居宅サービス・通所サービス

#### 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体介護や家事援助を行います。

- SOMPOケア柴田訪問介護 Tel58-2788 ①
- 介護タクシーこむろ Tel55-5025 ②
- ピース Tel57-0788 ③
- はあとふる介護タクシー Tel51-9591 ④
- サポート桜 Tel87-9177 ⑤

#### 訪問入浴介護

移動入浴車が家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

- 常盤福祉会ふなおか事業所 Tel54-5181 ⑥

#### 通所介護

デイサービスセンターに通い、食事、入浴、レクリエーションなどのサービスが受けられます。

- 柴田町デイサービスセンターさくら苑 Tel55-0922 ⑦
- しばた協同デイサービスセンターあおぞらTel58-1577 ⑧
- 多機能型地域ケアホームふなおか Tel54-5181 ⑨
- SOMPOケア柴田デイサービス Tel55-3523 ⑩
- 健康増進&入浴りはずば Tel55-2770 ⑪

#### 地域密着型通所介護

デイサービスセンターに通い、少人数でサービスが受けられます。

- らいおんハートリハビリデイサービスばうむ Tel86-5471 ⑫
- 多機能型地域ケアホームつきのき Tel56-6661 ⑬
- みどりの杜デイサービスセンター東船岡 Tel54-3717 ⑭

#### 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関に通い、リハビリテーションのサービスが受けられます。

- 老人保健施設リハビリパークさくら Tel58-3300 ⑮

#### 短期入所生活介護 / 短期入所療養介護

介護施設に短期間入所し、介護が受けられます。

- 特別養護老人ホーム常盤園 Tel55-1411 ⑯
- 多機能型地域ケアホームふなおか Tel54-5181 ⑰
- 老人保健施設リハビリパークさくら Tel58-3300 ⑱

### ■ 施設サービス

#### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。

- 特別養護老人ホーム常盤園 Tel55-1411 ⑲
- 特別養護老人ホーム第二常盤園 Tel56-5761 ⑳

#### 介護老人保健施設

リハビリを重点に置いたケアが必要な高齢者が入所し、機能訓練などが受けられます。

- 老人保健施設リハビリパークさくら Tel58-3300 ㉑

■本頁には、町内の介護サービス事業者を掲載していますが、介護サービスは町外のサービス事業者(地域密着型サービスを除く)も利用できます。

### ■ 地域密着型サービス

#### 認知症対応型共同生活介護

認知症の方が少人数で共同生活をします。個室型のグループホームです。

- グループホームゆう柴田 Tel58-2812 ㉒
- グループホームもみの木 Tel58-3240 ㉓
- グループホームつくし Tel55-3940 ㉔
- グループホームつきのき Tel56-6661 ㉕
- グループホームふなおか Tel57-2801 ㉖
- グループホームゆめみの杜 Tel55-5662 ㉗

#### 小規模多機能型居宅介護

通所サービスを中心に、訪問や泊まりなど多機能なサービスの組み合わせが受けられます。

- 小規模多機能型居宅介護しばた Tel51-9561 ㉘
- 小規模多機能型居宅介護社の家ゆめみ Tel54-3312 ㉙



# 介護サービス事業者

## 案内図



**■介護支援サービス(利用についての相談・支援)**

**居宅介護支援(要介護1～要介護5と認定された人)**  
 ケアマネジャーが居宅サービスの介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

柴田介護支援センター Tel.58-2668 **30**  
 しばた協同クリニック Tel.57-2310 **31**  
 SOMPOケア柴田居宅介護支援 Tel.58-2758 **32**  
 かけはし Tel.86-5531 **33**  
 居宅介護支援事業所リハビリパークさくら Tel.58-3300 **34**  
 ピース Tel.57-0788 **35**  
 居宅介護支援事業所 かすみ草 Tel.55-3365 **36**  
 ケアプランセンタークローバー Tel.87-6838 **37**

**介護予防支援(要支援1・2と認定された人)**  
 ケアマネジャーが居宅サービスの予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。

柴田町地域包括支援センター  
 船岡駅前事業所 Tel.86-3340 **39**  
 槻木地域包括支援センター Tel.56-5764 **40**

※地域包括支援センターは、高齢者の悩み・疑問・相談ごとなども行いません。

介護サービスの種類

## ■ ■ 介護サービス・介護予防サービスの ■ ■ 苦情・相談があるときは

介護サービスを利用して、困ったことや相談したいことがあったら、早めに事業者に話して解決するようにしましょう。事業者と話しづらかったり、話しても改善されないなどといった場合には、次のような相談先もあります。

### ● まずは、担当のケアマネジャーに

ケアマネジャーには、普段介護サービスを利用して気付いたことがあれば、その都度何でも話しておくようにしましょう。日ごろから信頼関係を築いておくと、いざというときに安心です。

### ● それでも改善されないときには…

町の介護保険担当窓口や地域包括支援センターにご相談ください。相談や苦情の内容をもとに、町で事業者を調査し、指導を行います。

町で解決することが難しい場合や、特に利用者が希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に苦情申し立てをすることができます。

また、介護サービスは、契約に基づいたものですから、町の消費生活相談や県の消費生活センターに相談することもできます。

- 宮城県国民健康保険団体連合会  
介護保険課苦情相談係 022-222-7079
- 柴田町消費生活相談  
町民環境課 0224-55-2114
- 宮城県消費生活センター 022-261-5161  
(大河原地方県事務所県民相談室) 0224-52-5700

柴田町役場 福祉課

長寿介護班

電話番号 0224-55-2159

ホームページアドレス <http://www.town.shibata.miyagi.jp/>